

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

沖縄県教育委員会は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県教育委員会

公表日

令和8年3月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。)
②事務の概要	沖縄県特別支援教育就学奨励費支給要綱に基づき、特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務を実施する。 ①教育支援課及び各特別支援学校は、特別支援教育就学奨励費の経費の支弁の基準に基づく保護者等の区分の算定に必要な資料を受理する ②特別支援教育就学奨励費に関する保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定
③システムの名称	特別支援教育就学奨励事務システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別支援教育就学奨励費情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項 別表第1の1 ・沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第6条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	沖縄県教育委員会教育支援課
②所属長の役職名	教育支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	沖縄県総務部総務私学課行政情報センター 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟2階(南側) TEL:098-866-2139 FAX:098-866-2911
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	沖縄県教育委員会教育支援課 〒902-8501 沖縄県那覇市寄宮1-2-16 電話番号: 098-866-2711 FAX番号: 098-866-2707
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からのマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> [<input type="checkbox"/> 十分にしている] </div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> [<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] </div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> [<input type="checkbox"/> 十分である] </div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	<p>対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要	沖縄県特別支援教育就学奨励費支給要綱に基づき、特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務を実施する。番号法においては、事務に必要な特定個人情報の管理、帳票出力、および各自治体へ特定個人情報の提供及び照会を行う。	沖縄県特別支援教育就学奨励費支給要綱に基づき、特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務を実施する。 ①教育支援課及び各特別支援学校は、特別支援教育就学奨励費の経費の支弁の基準に基づく保護者等の区分の算定に必要な資料を受理する ②特別支援教育就学奨励費に関する保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定	事後	
令和8年3月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項 別表1の6の項 ・沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第6条	・番号法第9条第2項 ・沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項 別表第1の1 ・沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第6条	事後	
令和8年3月30日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び第10号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条 ・沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第3の4の項 ・沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第21条 【情報提供】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第10号 ・沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第3の2及び3の項 ・沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第19条及び20条	【情報照会】 ・番号法第19条第9号	事後	
令和8年3月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ連絡先	〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2	〒902-8501 沖縄県那覇市寄宮1-2-16	事後	
令和8年3月30日	II しいき値判断項目 時点	令和2年1月31日 時点	令和8年3月1日 時点	事後	
令和8年3月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在される作業		住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からのマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	事後	
令和8年3月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。 その上で、事務に必要な情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。	事後	